

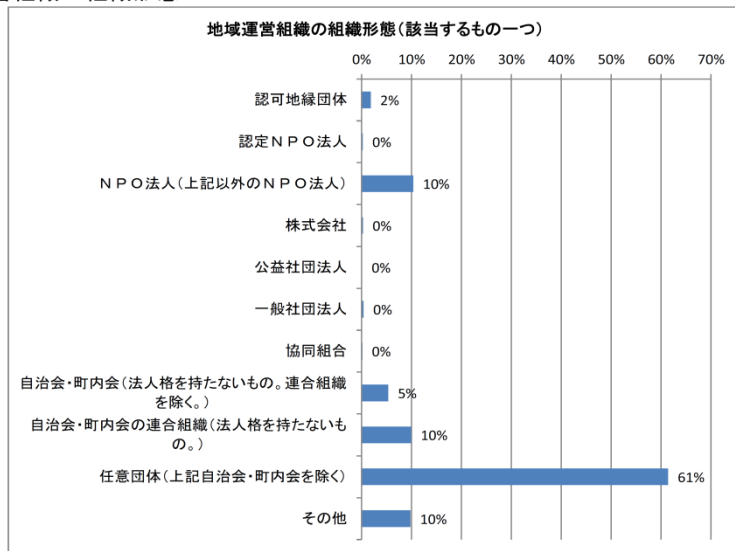
参考資料

総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」(平成28年3月)(抄)

(3) 地域運営組織の組織形態

地域運営組織の組織形態については、「任意団体（自治会・町内会（その連合組織を除く）」（61%）が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの）」（10%）、「自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」（5%）を加えると、76%が法人格を持たない任意団体となっている。法人格を有している組織形態の中では、「NPO法人」（10%）が最も多くなっている。

■地域運営組織の組織形態



組織形態	団体数
認可地縁団体	31
認定NPO法人	4
NPO法人(上記以外のNPO法人)	174
株式会社	5
公益社団法人	2
一般社団法人	7
協同組合	3
自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。)	90
自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。)	167
任意団体(上記自治会・町内会を除く)	1032
その他	165

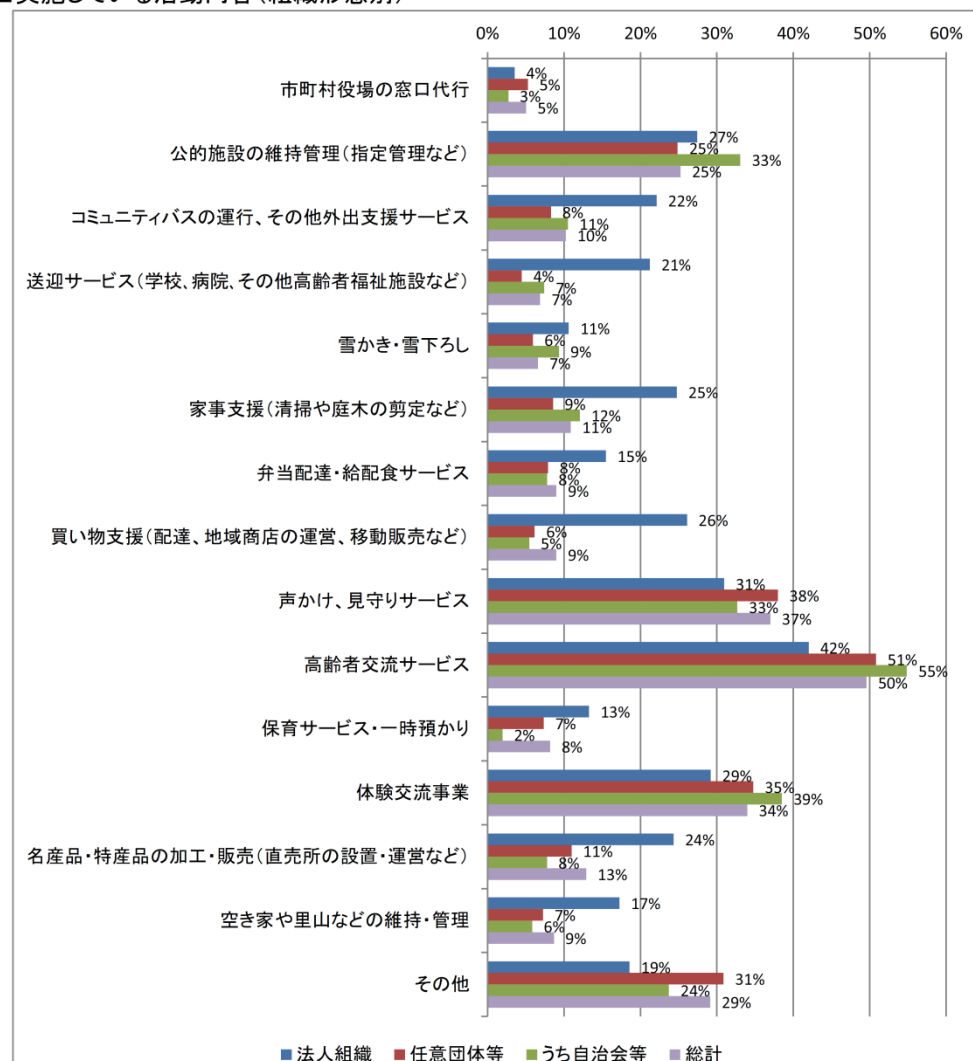
- ※ 以下、組織形態別の分析を行うにあたっては、次の3つの区分により分析することとする。
- 法人組織：認可地縁団体、NPO法人（認定NPO法人を含む。）、株式会社、公益社団法人、一般社団法人、協同組合
 - 任意団体等：自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）、任意団体（自治会・町内会を除く。）、その他
 - うち自治会等：任意団体等のうち自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。)

(6) 地域運営組織の活動内容

地域運営組織の活動内容については、総計でみると、「高齢者交流サービス」（50%）が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」（37%）となっており、高齢者等の暮らしを支える活動が多くなっている。

このほか、「体験交流事業」（34%）、「公的施設の維持管理（指定管理など）」（25%）、「名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）」（13%）も一定の回答があるなど、「公」・「民」・「共」の領域に跨がった幅広い活動が行われている。

■実施している活動内容(組織形態別)



認可地縁団体制度の概要

1. 制度の概要

(1) 地縁による団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

(2) 認可を受けた地縁による団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。
また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

(3) 市町村長による認可要件

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること
- ④ 規約を定めていること

※ 規約に定める事項(法律で義務付けられているもの)

目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項

2. 認可状況

平成25年4月1日現在:44,008団体(全国の市町村の約83%に所在) ※参考:地縁団体数 298,700団体(総務省調べ)

3. 主な特徴

(1) 保有財産

○地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等※を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提

※不動産又は不動産に関する権利等とは、

- ① 不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利(土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、採石権)
- ② 立木の所有権、抵当権
- ③ 登録を要する金融資産(国債、地方債、社債)
- ④ ①～③のほか地域的な共同活動に資する資産(例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両又は警備の用に供する車両や船舶等)

3. 主な特徴(つづき)

(2) 構成員

- 区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。なお、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 構成員は個人のみが対象であり、団体は構成員となることできない。なお、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、規約等に「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられる。

(3) 総会等

- 総会は団体の最高意思決定機関であり、すべての構成員をもって構成されるものである。なお、総会を度々招集することは実際にはきわめて困難であることから、規約に定めることにより、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することができる。

(4) 活動内容

- 地方自治法上、目的や事業に特段の制限はなく、規約に定めた範囲で活動できる。
活動例：区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等

(5) 作成すべき書類

- 地方自治法上、作成が義務付けられているものは財産目録のみであるが、事業計画・事業報告及び予算・決算は団体にとって重要事項であるから、規約に定めて作成することが適当である。

地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（抄）

（調査基準日：原則として平成25年4月1日）

1. 名称別地縁団体総数の状況

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握している地縁団体総数及び名称別内訳は、表1のとおり。

表1

（単位：団体、％）

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	130,921	66,637	18,557	5,746	4,166	37,778	34,895	298,700
構成比	(43.8)	(22.3)	(6.2)	(1.9)	(1.4)	(12.6)	(11.7)	(100.0)

2. 年度別認可地縁団体総数の状況

地方自治法（以下「法」という。）第260条の2第2項に定められた要件に該当する地縁団体の代表者が、市町村長に認可を申請し、市町村長はこの要件に該当していると認めるときは認可することとなり、また、法第260条の2第14項により、認可地縁団体が所定の要件を欠くこととなった等の場合には、当該市町村長はその認可を取り消すことができることとされている。

平成20年度以降の各年度の末日時点における認可地縁団体総数等は、表2のとおり。

表2

（単位：団体、％）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
認可地縁団体総数	37,297	39,090	40,776	42,397	44,008
（対前年度増加率）	(-)	(4.8)	(4.3)	(4.0)	(3.8)
当該期間中の認可団体数	1,721	1,801	1,691	1,632	1,619
当該期間中の認可取消団体数	32	8	5	11	8

（注）「認可地縁団体総数」は、各年度の末日時点における認可地縁団体総数である。

3. 目的別認可地縁団体数の状況

法第260条の2第2項第4号において、地縁団体が認可を申請する際には、当該地縁団体の目的等を掲げた規約を定めていることが必要であり、その目的には、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが求められている。

認可地縁団体を規約に定められた目的別に分類すると、表3のとおり。

表3(複数回答あり) (単位:団体、%)

区 分	団体数	(割合)
住民相互の連絡(回覧版、会報の回付等)	37,571	(85.4)
集会施設の維持管理	34,103	(77.5)
区域の環境美化、清掃活動	36,531	(83.0)
道路、街路灯等の整備・修繕等	8,287	(18.8)
防災、防火	13,548	(30.8)
交通安全、防犯	11,733	(26.7)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	12,083	(27.5)
スポーツ・レクリエーション活動	12,617	(28.7)
文化レクリエーション活動	13,277	(30.2)
慶弔	3,983	(9.1)
独居老人訪問等社会福祉活動	5,852	(13.3)
行政機関に対する要望、陳情等	5,273	(12.0)
その他	11,663	(26.5)

(注)「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

4. 認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別地縁団体数等の状況

法第260条の2第2項第3号において、地縁団体の認可要件の一つとして「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。

認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別認可地縁団体数及び加入率別内訳の状況は、表4のとおり。

表4

(単位:団体)

区 分	認可地縁 団体数	加入率別内訳			
		50%未満	50～70%	70～90%	90～100%
50人未満	776	62	62	144	508
50人以上～ 100人未満	1,312	53	128	293	838
100人以上～ 300人未満	3,106	55	320	789	1,942
300人以上～ 500人未満	1,237	21	197	358	661
500人以上～1,000人未満	1,099	32	208	383	476
1,000人以上	931	25	260	356	290
合 計	8,461	248	1,175	2,323	4,715

(注)

- 1 「認可地縁団体数」は、平成20年度から平成24年度までの間に認可を受けた地縁団体の数である。
- 2 「加入率」は、区域内の住民総数に対する認可地縁団体の認可時における構成員数の割合である。
- 3 東日本大震災により認可当時の資料が滅失したため、規模及び加入率が不明である団体が3団体ある。

5. 保有資産別認可地縁団体数の状況

市町村長の認可を申請する地縁団体の代表者は、不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録を、申請時にこれらの不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録を申請時には備えておく必要がある。

認可地縁団体の保有資産目録及び保有予定資産目録に記載されている保有資産別の認可地縁団体数を見ると、表5のとおり。

表5(複数回答あり) (単位:団体、%)

区 分	団体数	(割合)
土地の所有権	36,907	(82.0)
土地の賃借権	1,711	(3.9)
建物の所有権	27,087	(61.6)
建物の賃借権	235	(0.5)
立木の所有権	673	(1.5)
立木の抵当権	21	(0.0)
国 債	76	(0.2)
地方債	2	(0.0)
社 債	63	(0.1)
その他	1,904	(4.3)

(注)「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

地縁型の法人制度に関する意見

	設立目的	設立手続	構成員	地域代表性	意思決定手続	計算書類の作成・公表
<p>まち・ひと・しごと創生本部</p> <p>「地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて—最終報告」(平成28年12月13日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の多様化に対応し、...経済活動を行うためには、権利能力を取得することができるようにすることが望ましい ・財産を保有せずに何らかの経済活動を行う場合など多様な組織が想定されることに留意が必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・地縁型組織という性格上、組織の意思決定は、あくまで地域の住民によって行われるべき ・議決権を有する構成員については地域の住民に限るものとするのが適当 ・結社の自由の観点から団体への加入には本人の明確な意思表示が必要 ・構成員名簿の作成は地縁型組織においても必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の法人類型に限って行政との関係における地域代表性を付与する制度を創設することについては、<u>慎重な検討が必要</u> ・あくまで法的には住民が自主的に組織して活動する私的組織であって、行政の下請け的機能を果たす団体と捉えるべきではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員が多数になる場合には、常に全構成員からなる総会で意思決定していくのは困難な状況が生じてきている。<u>総代会類似の意思決定の仕組みを設けることも考えられる</u> (例:農業協同組合、消費生活協同組合) ・<u>内部監査を行う監事について...</u>経済活動を行う場合には、その設置を義務付ける仕組みも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁型組織については...一律に計算書類等の作成について義務付けを行うことは適当でないが、<u>経済活動を行う団体の場合には、取引の安全及び第三者保護の観点から、一定の計算書類等についての作成・公開を義務付ける仕組みも考えられる</u>
<p>小規模多機能自治推進ネットワーク会議(代表・雲南市長)</p> <p>「法人格の検討にあたっての補足意見」(平成28年5月20日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財産上の権利に限らず、<u>地域運営そのものを目的とするもの</u> ・暮らしを支える事業活動も<u>認可の対象とすべき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記を義務付け(対外的取引活動をする場合、第三者の権利擁護のため) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>構成員名簿の提出は不要</u>(人口移動の激しい地域で名簿を逐次整備しておくことは非現実的) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「相当数の者が現に会員となっていると認め」る場合に、「<u>市町村長が地域代表制を認める</u>」 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表権は一人に限定しない(代表者に事故がある時の取引活動が阻害される恐れ) ・<u>規約で定めた場合は、代議制を可能とする</u>(委任状方式では規模の大きな組織では運営が困難) ・<u>理事会(役員会)による意思決定ができるようにする</u>(事業活動を想定し、機動性ある意思決定を可能とするため) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>活動状況や財務情報の開示を規定</u>(対外的取引活動を考慮した場合、第三者の権利擁護のため)

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定） 別紙3「公益法人制度改革の基本的枠組み」

公益法人制度改革の基本的枠組み（抄）

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、公益法人制度改革の基本的枠組みを以下のとおり具体化する。

1. 改革の方向性

（1）改革の趣旨

我が国において、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である。

（略）

このため、こうした諸問題に適切に対処する観点から現行の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要な課題となっている。

（2）基本的な仕組み

現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。

（略）

社団の設立目的と社員資格

	一般社団法人	特定非営利活動法人	認可地縁団体
設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項 ・法律上の制限なし <p>(参考)旧社団・財団法人 「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないもの」(旧民法第34条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項 ・「特定非営利活動を主たる目的」(特定非営利活動促進法第2条第2項) ・「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」も定款事項 ※「特定非営利活動」 「別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」(同法第2条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約事項 ・「<u>地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため</u>」(自治法第260条の2第1項) ・「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること」が認可要件(同条第2項第1号)
社員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項(「社員の資格の得喪に関する規定」) (一般社団法人・一般財団法人法第11条第1項第5号) ・法律上の制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項(「社員の資格の得喪に関する事項」) (特定非営利活動促進法第11条第1項第5号) ・「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」(同法第2条第2項第1号イ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約事項(「区域」「構成員の資格に関する事項」) (自治法第260条の2第3項第4号、第5号) ・「<u>その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</u>」(同条第2項第3号) ・「当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。」(同条第4項) ・「<u>正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</u>」(同条第7項) ・「認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。」(同条第8項)

社員名簿の作成義務

	一般社団法人	特定非営利活動法人	認可地縁団体
作成義務	<ul style="list-style-type: none"> ・社員名簿(社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿)を作成しなければならない。また、その主たる事務所に備え置かなければならない。(一般社団法人・一般財団法人法第31条、第32条第1項) ・義務違反には過料(同法342条第1項第7-8号) <p>(参考)「社員は一般社団法人を構成し、一般社団法人の重要な意思決定権限を有する社員総会を構成するので、一般社団法人は社員の氏名や住所を把握しておく必要がある。そのため、一般社団法人には、社員名簿作成義務がある。」(熊谷即一「逐条解説 一般社団・財団法人法」P60)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面」を作成し、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。」(特定非営利活動促進法第28条第1項) ・義務違反には過料(同法80条第4号) <p>(参考)「最低限10名の社員の住所・氏名が書かれた名簿が開示されるだけであり、それ以上の社員名簿の開示は、その団体の判断に任されている。」(堀田力・雨宮孝子「NPO法コンメンタールー特定非営利活動促進法の逐条解説」P193)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。」(自治法第260条の4第2項)
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・社員は、社員名簿の閲覧・謄写を請求可。(一般社団法人・一般財団法人法第32条第2項) ・社員に対する通知・催告は、社員名簿に記載した住所にあてて発すれば足りる。(同法第33条第1項) ・社員総会招集には、社員に「通知を発しななければならない」(理事会設置の場合等は書面による)(同法第38条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員その他の利害関係人は、上記書面を閲覧を請求可。(特定非営利活動促進法第28条第3項) ・上記書面は、毎年1回所轄庁に提出され、所轄庁は、閲覧請求があった場合には閲覧させなければならない。(同法第29条) ・「十人以上の社員を有するものであること。」は設立認証要件。(同法第12条第1項第4号) ・社員総会招集の通知は、定款に定めた方法(同法第14条の4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総会招集の通知は、規約で定めた方法(自治法第260条の15)

総会に代わるべき総代会

	商工会	中小企業等協同組合	農業協同組合
要件	会員総数200人超の場合に定款で設置可	組合員総数200人超の場合に定款で設置可	組合員総数500人超の場合に定款で設置可
選挙	定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙 (無記名投票・一人一票)	定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙 (無記名投票・一人一票)	定款で定めるところにより、組合員のうちから、総会において選挙 定款の定めにより総会外も可 (無記名投票・一人一票)
定数	選挙時の会員総数の2/10 (会員総数500人超の場合100人)以上で定款で定める	選挙時の組合員総数の1/10 (会員総数1,000人超の場合100人)以上で定款で定める	選挙時の組合員総数の1/5 (会員総数2,500人超の場合500人)以上で定める
任期	3年以内で定款で定める期間	3年以内で定款で定める期間	3年以内で定款で定める期間
総会との関係	<p>一定の事項について総会に権限留保は可能。総代会の議決事項については、総代会が唯一の決定機関 <small>(「新版 商工会法の解説」(中小企業庁)P187、同旨「中小企業等協同組合法逐条解説」(中小企業庁監修・全国中小企業団体中央会編集P227-228)。「農業協同組合法 第二版」(明田作)P350-351)も同旨だが、総代会は便宜上やむを得ないために設けられたものであり、総会における決議は認めるべきとの説があるとの紹介あり)。</small></p>		

※ 一般社団法人、特定非営利活動法人に関し、総代会に係る規定は設けられていない。

一般社団法人における総代会の可否

「一般社団法人制度では、民法の社団法人の場合と同様に、社員の中から「総代」や「代議員」を選出し、法人に関する重要事項を決定する制度を法定していません。その主な理由は、民法上の社団法人が定款の定めによって採用している総代会や代議員制には様々な種類、形態があり、どのタイプが法定する仕組みとして相応しいものであるかを一義的に決定することが困難であり、かつ、あるタイプを法定すると別のタイプは不適法となるおそれが高かったためです。そこで、いわゆる総代会や代議員制については、民法の場合と同様に、個々の法人の実情に応じ、法人法の他の規定に違反しない限度において、定款の定めにより、いわゆる総代会や代議員制と同様に規律を実現することが相当と考えられます。

したがって、例えば、団体の構成員が極めて多数に上り、その全員を社員とすると社員総会自体の合理的な運営自体が困難となるおそれが高い法人にあつては、構成員の中から「法人法上の社員」を定める規定を定款に設けることにより法人の合理的な意思決定を実現することが可能であると解されます。また、構成員全員を「法人法上の社員」としつつ、個々の社員の議決権の内容を定款で定めることにより、例えば、役員を選任等については一部の社員の決議によって行うことも可能と解されます。ただし、後者の場合、社員である以上、定款変更に関する議決権を奪うことは定款の定めによっても許されないものと解されます。」

(宇賀克也・野口宣大「Q&A 新しい社団・財団法人の設立・運営」P18-19)

(参考)認可地縁団体に係る地方自治法の規定

「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、…」

(第260条の2第2項第3号)

「認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。」(第260条の18第1項)

認可地縁団体の認可の告示・告示事項の証明書

「市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない」(自治法第260条の2第10項)

「何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。」(同条第12項)

「第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない」(同条第13項)

○ 認可の告示は、「法人登記に代わるもの」

○ 告示事項の証明書の交付の制度は、「一般の法人についての登記等の謄抄本の交付に対応するものである。証明書の交付は、・・・市町村の地縁団体台帳(略)の写し(末尾に地方自治法の規定に基づき作成した原本と相違ない旨を記載したもの)を交付することにより行い(略)、台帳は永久保存すべきものである」

(松本英昭「新版 逐条地方自治法第8次改訂版」P1512)

(参考)株式会社の登記(会社法第49条)

「この目的は、会社の成立に関する法律関係が錯綜することを防ぎ、取引の安全を図り、法律関係の明確を図ることである(司法省民事局編・商法中改正法律案理由書[清水書院,1937]33頁)。したがって、本店所在地において会社設立の登記を行わない間は、誰に対する関係でも会社は一律に存在することにはならないし、また、登記後においては第三者の善意悪意、過失の有無を問わず、何びとに対しても会社の存在を主張できることになる(佐々木ほか7頁)と考えるのが通説である。」

(鈴木千佳子「株式会社の設立」(会社法コンメンタール2設立(2))P128)

内国法人の法人税の取扱い（法人税法）

法人の種類	公共法人	公益法人等	協同組合等	人格のない社団等	普通法人
法人の性格・目的等	公共の性格を持つ法人 (別表第1)	公益を目的とする法人 (別表第2)	組合員の相互扶助を目的とする法人 (別表第3)	法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	左記以外の法人
該当法人の例	地方公共団体 地方独立行政法人 地方道路公社 水害予防組合 土地改良区 土地地区画整理組合	市街地再開発組合 健康保険組合 学校法人 社会福祉法人 宗教法人 商工会・商工会議所 公益社団・財団法人(※) 一般社団・財団法人(非営利型)(※)(△) (他法による「みなし」) マンション建替組合(※)(△) 認定非営利特定活動法人(※) 非営利特定活動法人(※)(△) 認可地縁団体(※)(△) 管理組合法人(※)(△)	農業協同組合 漁業協同組合 消費生活協同組合 商店街振興組合 信用金庫 労働金庫	法人格を取得していない地縁による団体 PTA 同窓会 同業者団体	株式会社 一般社団・一般財団法人(非営利型以外)
課税対象	納税義務なし	収益事業 ・公益社団・財団法人については、公益目的事業は非課税 「みなし寄附金」 △以外の法人はあり	全所得	収益事業	全所得
税率		19%(所得金額年800万円以下の金額は15%) ※については、23.9%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	19%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	23.9%(中小法人については、所得金額年800万円以下の金額は15%)	

註1 国税庁ホームページ掲載の税務大学校講本・法人税法(平成28年度版)を参照して事務局にて作成

註2 税率は平27.4.1以後開始事業年度に適用されるもの

寄附税制の概要（国税）

寄附金の区分	国・地方公共団体 に対する寄附金	指定寄附金	特定公益増進法人 に対する寄附金で法人の 主たる目的である業務に 関連するもの	認定特定非営利活動法人等 に対する寄附金で特定非営 利活動に係る事業に関連す るもの	一般寄附金
	寄附をした者の取扱い	<例> ・公立高校 ・公立図書館 など	公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの <例> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など	【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人（注2）	
所得税	所得控除	控除額：寄附金※－2千円			なし
	税額控除	なし	一定の寄附金について	控除額：（寄附金※－2千円）×40% （所得税額の25%を限度）	
法人税	全額損金算入（注3）	全額損金算入	以下を限度として損金算入 （資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%）×1/2 （注4）		以下を限度として損金算入 （資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/4
相続税	相続人が、国、公益社団・財団法人、認定特定非営利活動法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税（注5）				なし

（注1）国立大学法人等（国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構・日本学生支援機構）のうち一定の要件（パブリック・サポート・テストや情報公開の要件）を満たすものに対する寄附金で、学生の修学支援事業のために充てられるものについては、所得税の税額控除の対象となる。

（注2）公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち一定の要件（パブリック・サポート・テストや情報公開の要件）を満たすものに対する寄附金については、所得税の税額控除の対象となる。

（注3）認定地方公共団体のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金については、全額損金算入に加えて、（寄附金×20%－住民税からの控除額）と寄附金×10%のうちいずれか少ない金額の税額控除（法人税額の5%を限度）ができる。

（注4）特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対して法人が支出した寄附金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて（資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/4を限度として損金算入される。

（注5）被相続人が遺言により公益社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

出典：財務省ホームページ（http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/217.htm）掲載の資料に事務局にて加筆（色部分）

公益社団法人と認定特定非営利活動法人の要件

	一般社団法人	特定非営利活動法人	(参考)認可地縁団体
設立目的		<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動を主たる目的 <p>特定非営利活動・・・別表に掲げる活動(保健、医療や社会教育、まちづくり等20種類)に該当する活動であって、<u>不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する<u>地域的な共同活動を行うことを目的</u>
社員資格		<ul style="list-style-type: none"> 社員の資格の得喪に関して、<u>不当な条件を付さないこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> その区域に住所を有するすべての個人は、<u>構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること</u>

	公益社団法人	認定特定非営利活動法人
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業比率が50%以上 <p>公益目的事業・・・学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業(23種類)であって、<u>不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 収支相償であると見込まれる 遊休財産額が一定額以下 	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動の事業費が80%以上 共益的活動の占める割合が50%未満 <p>共益的活動・・・その対象や便益の及ぶ者が、法人の会員といった特定の者に限定されている活動</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業を行うのに必要な技術的能力 <p>技術的能力・・・事業実施のための技術、専門の人材や設備などの能力の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> PST(パブリック・サポート・テスト)要件 <p>活動が広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準。法人の過去の実績において次の①～③のいずれかの基準に適合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 総収入に占める寄附金収入の割合が1/5以上であること 各事業年度に3,000円以上の寄附金を平均100人以上から受けること 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること
	<ul style="list-style-type: none"> 相互に密接な関係にある理事・監事が総数の1/3を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 相互に密接な関係にある理事・監事が総数の1/3を超えないこと
手続	民間有識者からなる第三者委員会審査を経て、行政庁(内閣府、都道府県)が公益認定	所轄庁(都道府県、政令指定都市)が認定(仮認定)

「公共組合」について

○「公共組合」の意義

「……国の直接の行政である官治行政に対して、公共団体の行う行政は、公共団体が自己の機関によって、自己の費用をもって、自己の事務として処理するという意味で、自治行政といわれた。そして、この公共団体のうち、地方公共団体は、一定の地域内のすべての住民からなり、広く一般的な地方公共利益を目的とする地域的団体であり、……公共組合は、特定の公の目的を遂行する、一定の社員によって組織される社団法人であるとされる。」

(安本典夫「公共組合」行政法体系7P287)

○「公共組合」の特色

- ①統治団体である国、地方公共団体とは一線を画しながら、強制加入制をとること、
- ②設立、解散の認可、設立委員の任命など、設立、解散の統制、
- ③経費の強制徴収など、強制的権能、
- ④特別の行政的監督

などが挙げられることが多い(安本・同ほか)。

○「公共組合」として分類される法人の例

土地改良区、土地区画整理組合、健康保険組合、農業共済組合、弁護士会ほか

(例) 土地改良区(土地改良法)

- ・ 一定の地区内で土地改良事業を行うための団体。
- ・ 土地改良事業への参加資格者15人以上の発意により、計画の概要等を公告し、一定の地域内の参加資格者の2/3の同意を得た上で、都道府県知事の認可を受けて設立。
- ・ 土地改良区の地区内の参加資格者は、当然に組合員となり、土地改良区が行う事業に要する経費を負担(徴収は市町村委任可)。
- ・ 法令等違反に対しては、大臣・都道府県知事による措置命令等。
- ・ 法人税、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等の免税措置。
- ・ 「一定の区域内の土地所有者その他の権利者に直接の利害関係が限られる水利土木事業は、それら利害関係者よりなる社団が事業を行うものとし、それらの者のうち何人かが欠けると事業遂行が極めて困難になり、かつ、その事業の公共性が高い場合には、社団への強制加入性がとられた」(安本・同)

「特別地方公共団体」について

○「地方公共団体」が成り立つための要素

「一般に、地方公共団体が成り立つためには、三つの要素がなくてはならない。第一は地域的・空間的構成要素(場所的構成要素)であり、一定の地域を画した区域を有することである。第二は人的構成要素であり、その一定の地域内に住所を有するすべての者をもつて、その住民すなわち、団体の構成員とすることである。第三は人的構成要素であり、その地域の範囲内において、その住民によつて構成される団体に対して国法に基づいて法人格が与えられ、事務を処理する権能(自治権)が認められることである。この三つの要素が具わつてはじめて地方公共団体が成立する。」

「近代的な地方公共団体とは、地域と住民に加えて、国家によつて認められた人格と、各種の自治の権能を持つことがその特色であり、国法に基づいて存在し、運営され、国家の統治構造の一環をなすものである。」

(松本英昭「新版 逐条地方自治法 第8次改訂版」P20-21)

(参考)憲法上の「地方公共団体」(最大判昭和38・3・27刑集17巻2号121頁)

「憲法が特に一章を設けて地方自治を保障するにいたつた所以のものは、新憲法の基調とする政治民主化の一環として、住民の日常生活に密接な関連をもつ公共的事務は、その地方の住民の手でその住民の団体が主体となつて処理する政治形態を保障せんとする趣旨」

憲法第93条第2項の地方公共団体といひ得るためには「単に法律で地方公共団体として取り扱われているということだけではならず、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とするものというべきである」

「…特別区は、その長の公選制が法律によつて認められていたとはいえ、憲法第93条第2項の地方公共団体として認めることはできない」とした。

○「特別地方公共団体」の性格

普通地方公共団体は、「上述三つの要素を具えた地方公共団体のうち、一般的な性格を有するものを指し、その存立目的も一般的に公共の利益を図ることであり、賦与されている各種権能も普遍的であるような標準的な地方公共団体をいう」、「存立の目的は、その地域の住民の一般的な福祉の増進である」(同P21)。

一方、特別地方公共団体は、「普通地方公共団体と異なり、一般的普遍的に存在するものではなく、それぞれの存立目的をもつて存在するものであり、その構成、権能、組織等についてそれぞれ特殊なものである」(同P25)。「地方公共団体の組合及び財産区は、その性格、組織及び権能の点からして憲法にいう地方公共団体とはいひ難く、地方自治法上、もつぱら自治政策の見地からする地方公共団体であるとされている」(同P1545)

○「特別地方公共団体」とされるもの

特別区、地方公共団体の組合、財産区(地方自治法第1条の3第3項)、合併特別区(合併特別法第27条)

地方公共団体と公共組合

	市町村(普通地方公共団体)	合併特例区(特別地方公共団体)	財産区(特別地方公共団体)	水害予防組合(公共組合)	土地改良区(公共組合)
区域	・市町村の区域(自治法第5条第1項)	・規約で定められた、合併市町村の区域の全部又は一部の区域であって、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域(合併特例法第26条、第31条第1項第2号)	・市町村の一部の区域(自治法第294条第1項)	・都道府県知事が指定する組合区域(水害予防組合法第10条)	・設立手続を経て定められた一定の区域(土地改良法第5-10条)
構成員	・市町村の住民(市町村の区域内に住所を有する者)(自治法第10条第1項)			・水害予防組合の区域内において土地、家屋等を所有する者及び所有権以外の権原に基づく占有者(水害予防組合法第8条)	・土地改良区の地区内にある土地につき土地改良事業に参加する資格を有する者(土地改良法第11条)
執行機関	・長(自治法第139条第2項) ＜選挙権を有する者が投票により選挙＞ ほか	・長(合併特例法第33条) ＜合併市町村の長が選任＞	・以下のうちいずれか。 ①執行機関・議会ともに市町村の機関 ②執行機関は市町村の機関+財産区の議会又は総会(自治法第295条) ③①だが、財産区管理会を設置(同法第296条の2) ※財産区管理会(管理委員7人以内で組織) ・財産又は公の施設の管理等で条例等で定める重要なものについては管理会の同意が必要。 (同法第296条の3第1項) ・長は財産区の事務を委任可能 (同法第296条の3第2項) ・管理会は財産区の手務を監査できる (同法第296条の3第3項)	・管理者(水害予防法第33条第1項) ＜都道府県知事が指定する水害予防組合関係地の市町村長等＞	・理事・監事(土地改良法第18条) ＜定款で定めるところにより、総会(総代会)で選挙＞
総会・議事機関	・議会(自治法第89条) ＜議員は、市町村の議会の議員の選挙権を有する者で25歳以上のもののうちから選挙権を有する者が投票により選挙＞	・議会はないが、準議事機能的性格を有する合併特例区協議会を設置(合併特例法第36条第1項) ＜協議会構成員は規約で定める方法により、合併特例区の区域内に住所を有し、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから合併市町村の長が選任＞		・組合会(水害予防法第17条) ＜組合会議員は選挙し、選挙人、被選挙人の資格は規約で定める＞	・総会又は総代会 ・総代会は組合員総数200人超の場合に定款で設置可 (土地改良法第22-23条) ＜総代は、組合員で25歳以上の及び法人たる組合員のうちから組合員が選挙＞
事務	・地域における事務 ・その他の事務で法令により処理することとされるもの(自治法第2条第2項)	以下のうち規約で定めるもの ・旧市町村で処理されていた事務であって合併後一定期間旧市町村の区域を単位として処理することが事務の効果的な処理に資するもの ・旧市町村の区域の住民の生活の利便性の向上等のため合併後一定期間合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務(合併特例法第30条)	・財産又は公の施設の管理及び処分(自治法第294条第1項)	・堤防・水門等の保護による水害防御に関する事業で特別の事情により地方公共団体の事業とすることができないもの(水害予防組合法第1条)	・その地区内の土地改良事業(地区、事業は定款事項) ・附帯事業(農業集落排水施設整備事業を含む。)(土地改良法第15-16条)
主な自主財源	・地方税 ・分担金 ・地方債	・財産又は公の施設から生ずる収入(合併市町村に予算上の措置を講ずる義務(合併特例法第46条))	・財産又は公の施設から生ずる収入	・土地、家屋等につき組合費を賦課徴収(水害予防組合法第48条) ・夫役又は現品は組合員のほか、区域内の総居住者に賦課することができる(同法第49条) ・組合債(同法第62条)	・地区内にある土地につき、組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収(土地改良法第36条第1項) ・区債・借入金(同法第40条第1項)
設立方法	・従前の区域による(自治法第5条第1項)	・合併関係市町村の協議(合併特例法第26条) ・規約は都道府県知事認可(同法第28条第1項)	・新たに設置ができるのは、廃置分合又は境界変更の場合における関係市町村の財産処分に関する協議(自治法第294条第1項) ・市町村の廃置分合・境界変更は都道府県知事が定める(同法第7条)	・都道府県知事が組合区域を指定 ・関係地の市町村長の一人又は数人が創立委員 ・創立委員が調製した組合同規約を、総会議又は総代会で議決(過半数)し、都道府県知事の許可 (水害予防組合法10-14条)	・一定の地域内の事業参加資格者15人以上が計画の概要等を公告 ・当該地域内の事業参加資格者の2/3の同意等を得て、土地改良事業計画等を定めて都道府県知事の認可(土地改良法第5-10条)